

地震保険料控除制度の概要

●地震保険料控除について

- ・ 火災保険に付帯される、居住用家屋または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約が対象となります。
- ・ 平成 24 年 1 月 1 日以降の支払保険料が対象となります。

《損害保険料控除の廃止》

従前の損害保険料控除（火災保険、傷害保険等）については、平成 18 年分（個人住民税は平成 19 年度分）をもって廃止となっております。これにより、県庁生協扱いの「団体傷害保険」の損害保険料控除は平成 19 年より廃止となっております。

なお、平成 18 年 12 月末以前始期の保険期間 10 年以上の満期返れい金がある保険契約（積立型保険契約等）は、経過措置の対象となる場合があります。

【改正後の地震保険料控除、旧長期損害保険料控除の全体像】

		所得税	
		1年間に支払った損害保険料の金額(注3)	所得控除額
①	地震保険	50,000円までの場合	支払った保険料の全額
		50,000円超の場合	50,000円
②	旧長期損害保険契約(注1) (※)保険期間10年以上の積立保険で 保険始期が平成18年12月31日以前 の契約	10,000円までの場合	支払った保険料の全額
		10,000円超、20,000円までの場合	支払った保険料の合計 ×1/2+5,000円
		20,000円超の場合	15,000円
③	地震・旧長期損害保険契約合計(注2)	イ. ①で計算した所得税控除額と ②で計算した所得控除額の合計金額が 50,000円までの場合	その合計額
		上記イで計算した所得税控除額と ②で計算した所得控除額の合計金額が 50,000円超の場合	50,000円

注意 1

平成 19 年 1 月 1 日以後に保険料の変更（増減）をしていないものに限られます。年の途中で保険料の変更の異動が生じた場合には、その年の年初に遡って経過措置の適用が受けられないこととなります。

注意 2

地震保険が保険期間 10 年以上で平成 18 年 12 月 31 日までに締結した積立火災保険に付帯されている契約には、合計 5 万円（所得税）の控除でなく、地震保険あるいは旧長期損害保険契約のいずれか一方のみが適用となります。

注意 3

賠償責任特約等の保険料控除の対象とならない保険料は含みません。